

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	所沢狭山線
供用開始の区間	狭山市大字南入曾字堂ノ前原五五五番三地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五五五番六地先まで
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備 考	令和二年七月三十一日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一三・六八メートル